春日部市告示第５６３号

春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成１７年１０月１日規則第１６７号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり抽選により保留地を処分するものである。

令和８年１０月３０日

春日部市長　岩谷　一弘

１　施行者

春日部市

２　抽選参加申込み受付期間及び場所

令和８年１１月６日（金曜日）から１１月２０日（金曜日）まで（春日部市の休日を定める条例（平成１７年１０月１日条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

春日部市庄和総合支所２階　まちづくり推進課西金野井第二土地区画整理事務所

３　抽選の日時及び場所

令和８年１１月２９日（日曜日）　午前１０時に執行

春日部市庄和総合支所１階　１０１会議室

４　公売する保留地の位置、地積及び処分価格

位		置	地　積	処　分　価　格
№１３６	６８街区	１－１画地	２３２．５１㎡	１３，５０９，０００円
№１３７	６８街区	１－２画地	２０６．５９㎡	１１，１１５，０００円
№１３８	６８街区	１－３画地	１９４．４２㎡	１１，５２９，０００円
№１３９	７０街区	７画地	１４２．４２㎡	８，４４６，０００円
№１４０	８０－１街区	２画地	１１１．１５㎡	７，６０３，０００円
№１４１	８０－１街区	３－１画地	１３０．０４㎡	７，７１１，０００円
№１４２	８０－１街区	３－２画地	２１０．１２㎡	１０，４２２，０００円
№１４３	８０－１街区	３－３画地	２２０．１２㎡	１２，７８９，０００円

５　抽選参加資格に関する事項

規則第２条第１号及び第２号に該当しないものであること。

６　抽選参加保証金に関する事項

抽選に参加する者は、令和８年１１月２５日（水）午後５時１５分までに、１０万円を抽選保証金として納付すること。

７　その他抽選に必要な事項

（１）抽選に参加しようとする者は、保留地公売抽選参加申込書を施行者に提出しなければならない。また、抽選の申し込みは、個人にあっては１世帯１人（法人にあっては１法人）につき１区画とする。

（２）抽選は、規則第３条の規定により公告した抽選の日時及び場所において公開で行う。ただし、抽選参加申込者が１人であるときは抽選を行わない。

（３）施行者は、規則第８条の規定により行った抽選をもって当選者を決定し、契約の相手方とする。

（４）施行者は、当選者のほか、補欠者１人を決定するものとする。

８　その他

（１）契約条項および案内書を示す場所並びに問い合わせ先

春日部市庄和総合支所２階 まちづくり推進課 西金野井第二土地区画整理事務所

電話０４８－７４６－１１１１　内線７０２４、７０２５